

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 2 2 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例の各条文について質問に答えていただくことを求める請願8		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>自治基本条例は市民参加、市民協働を促進し、市長、議会、議員、住民が共に協力してより良いまちづくりをめざすことを目的とした市の最高規範、市の憲法と認識しています。</p> <p>ここで、私達は本条例について多くの点で疑問を持つことになり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2に従い意見交換会を大屋明仁議長様に求めたところ、各議員個別に対応してほしいとのご指示を受け、今年7月にそれら疑問への説明を求めて書面で議員の皆さまに質問書を提出させていただきました。</p> <p>しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。</p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p> <p>○質問1・・・第15条コミュニティ</p> <p>町内会や特定非営利活動団体、さらにボランティア団体等の任意団体までが、なぜ条例に入れられて市から指図を受けなければならないのでしょうか？</p> <p>また、市民はなぜそのような団体に関与するように条例で指図されないといけないのですか？意識もしていない、関与も参加もしていない市民は条例違反市民ということですか？ここは要望、お願いにとどめるべきで、条文にすることは不適切ではないでしょうか？</p> <p>○質問2・・・第17条住民投票及び解説</p> <p>なぜ住民投票をすると市民の意思が確認できるのですか？市民の意思を確認するには住民投票ではないのですか？解説も意味不明です。分かりやすく説明して下さい。</p> <p>○質問3・・・第9条5市民憲章</p> <p>わたくしたちは安城市民です。</p> <p>わたくしたちの愛する安城を、いっそう魅力にみちた生きがいのあるまちにするため、市民生活の心がまえとして、この憲章を定めます。</p> <p>わたくしたちは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たがいに助け合い、住みよいまちをつくりましょう。 ・きまりを守り、良い習慣を育てましょう。 		

1、『わたくしたち』とは誰ですか？

2、市外の人や外国人にも適用できるですか？文脈的にもおかしくないですか？

3、住民は集会等、多くの場面で唱和していますが、市外の人や外国人の集会、及びその方たちが多い集会等でも唱和しているのでしょうか？どの集会で唱和しているのか教えてください。

4、『きまりを守り良い習慣を…』とありますが、市も議会も法令を守れておらず、さらに、議会では「いじめ」や「差別」が横行していると聞いています。自分たちが出来ていないことをなぜ市民に守れと言うのですか？

セクハラ、マタハラなどに限らず、今年から、パワーハラスメント防止についても法的規制がされ既に実施されていることは、世間のことをよくご存じの議員さんたちには周知のことでしょう。住民としては、議員さんに今更指摘するまでもないとは考えます。ただ、議会でのハラスメントの実態、たとえば、市議会には与党も野党も無く、議員は全員同じ立場であり、平等のはずですが、議会運営等における差別や、いじめ、いやがらせ等が横行していませんか？それを知るにつけ、その状態は、T社系労組、一般企業などから見ても、あまりにも醜い有り様であることは自明です。このような場合、有権者、納税者である安城の住民が議員さんを監視するしかないかと考えております。ご賢察のほど、よろしくお願い申し上げます。

補足:ハラスメント行為者の責任

パワハラに限定しても、刑事責任としては、傷害罪、暴行罪、脅迫罪、強要罪、名誉棄損、侮辱罪などがありますし、民事責任としては、損害賠償を求められることがあります。

請願事項

質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。また、メールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。